

地 区 代 表 者 殿

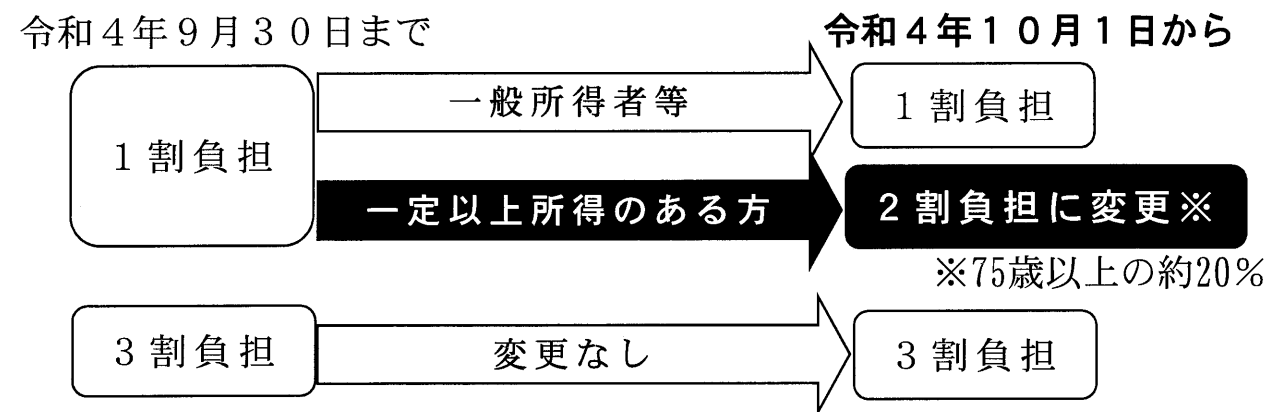
大 阪 府 歯 科 医 師 会
会 長 深 田 拓 司

後期高齢者医療における窓口負担等について

平素は、本会会務運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、後期高齢者医療について、本年 1 0 月 1 日より、下記のとおりとなります。
貴職におかれましてはお忙しい中恐縮ですが、貴地区所属の本会会員の先生方へご周知賜りますようよろしくお願い申し上げます。

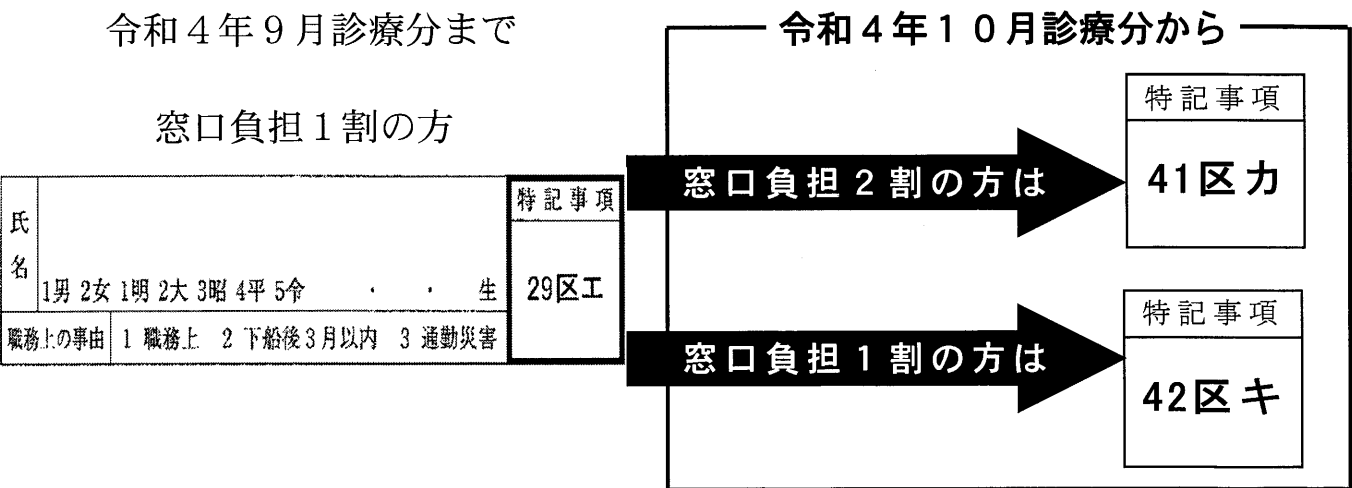
○後期高齢者の窓口負担割合の変更

窓口負担割合は、被保険者証にてご確認ください、有効期限にはご注意ください。



○後期高齢者のレセプト「特記事項」欄

窓口負担割合の変更に伴い、「特記事項」欄の記載が一部変更になります。



手書きでレセプトを作成する医療機関に限り、やむを得ない場合は
配慮措置の窓口処理を行わないことが可能となりました。

配慮措置の窓口処理を行わず、窓口負担 2 割で徴収する場合

窓口負担額は
従来どおり四捨五入

- ①診療報酬請求書及び診療報酬明細書（レセプト表紙及びレセプト）
双方の上部余白に「**2 割**」と**朱書き**で記載すること
- ②従来どおり、1 か月の窓口負担金合計の上限額は 1 8, 0 0 0 円と
すること
- ③患者に対して配慮措置を行わない旨の院内掲示を行うこと

※ 1 か月の窓口負担増加額を 3, 000 円までに抑えるための差額は、
後期高齢者医療広域連合から患者に対し、後日に払い戻されます。

窓口負担 1 割から 2 割へ負担増となる患者についての配慮措置

令和 4 年 1 0 月 1 日から
令和 7 年 9 月 3 0 日までの間

「配慮措置」とは、1 割負担の場合と比べた時の、1 か月分の負担増が
最大 3, 000 円となるようにすること。（別紙計算事例参照）

※レセコン等をお使いの先生におかれましては、レセコンメーカーへ
ご確認ください。

※配慮措置の窓口処理を行う場合は、窓口で徴収する負担額は
1 円単位になりますので、ご注意ください。

＜電子請求の医療機関における計算方法の考え方＞

配慮措置（1か月の負担額を窓口負担1割+3,000円に抑える措置）

1か月の外来の 診療報酬点数累計	窓口負担額
～3,000点	窓口負担2割
3,000点～ 15,000点	(上限額) 1割負担+3,000円
15,000点～	(上限額) 18,000円

計算事例

○月	その日の 診療報酬点数	1か月の 診療報酬点数累計	窓口負担 上限額	その日に徴収する 窓口負担額
1日目	2,501点	2,501点	—	5,000円
	窓口負担額は2割負担で計算			

2日目	1,111点	3,612点	6,612円	1,612円
	1か月の診療報酬点数累計が3,000点を超えた日 (窓口負担上限額) 1割負担 (3,612円) +3,000円=6,612円 (窓口負担額) 上限額 6,612円－1日目の窓口負担額 5,000円=1,612円			

3日目	2,222点	5,834点	8,834円	2,222円
	窓口負担1割+3,000円は徴収したため、以後の窓口負担額は1割負担で計算			

4日目	10,000点	15,834点	18,000円 (高額療養費)	9,166円
	1か月の診療報酬点数累計が15,000点を超えた日 (高額療養費上限額) 18,000円 (窓口負担額) 上限額 18,000円－3日目までの窓口負担額累計 8,834円=9,166円			